

## 三重県薬剤師奨学金返還支援事業実施要領

### (通則)

第1条 三重県薬剤師奨学金返還支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、この要領により必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 三重県では、人口10万人あたりの薬局、医療施設に従事する薬剤師数が全国平均を大きく下回っており、特に病院薬剤師の不足が大きな課題となっている。三重県薬剤師確保計画の中でも、短期的、長期的な薬剤師確保の施策を組み合わせ、関係機関等と連携して実施していくこととしており、その短期的な施策の一つとして、本事業により、県内病院への薬剤師の定着促進及び育成につなげていくことを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学において、薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修める者をいう。
- (2) 奨学金 次のアからウまでのいずれかの奨学金で、貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいう。
  - ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
  - イ 地方公共団体が設ける奨学金
  - ウ ア、イ以外の奨学金であって、知事が適当と認めるもの
- (3) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項に基づく開設の許可を受けた病院のことをいう。
- (4) 対象病院 本事業において、助成対象者を雇用し、人材育成プログラムに基づく研修を実施する病院として、三重県薬剤師奨学金返還支援事業における対象病院登録要領に基づき、県の登録を受けた病院をいう。
- (5) 助成候補者 奨学金の貸与を受けている薬学生で、対象病院に就職を希望する者のうち、三重県薬剤師奨学金返還支援事業における助成候補者認定要領に基づき、県の認定を受けた者をいう。
- (6) 助成対象者 三重県薬剤師奨学金返還支援助成金交付要領に基づき、助成金の交付対象となる者をいう。
- (7) 人材育成プログラム 三重県薬剤師奨学金返還支援事業における対象病院登録要領に定めるものをいう。

### (事業の概要)

第4条 本事業は、奨学金の貸与を受けている薬学生の中から、県内の対象病院に就職を希

望する者を、本事業の助成候補者として募集、認定し、対象病院に就職後、人材育成プログラムを受講し、3年間以上薬剤師の業務に従事した場合に、その者が5、6年時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を助成するものである。

(対象病院の登録)

第5条 対象病院の要件、登録等については、別に定める三重県薬剤師奨学金返還支援事業における対象病院登録要領によるものとする。

(助成候補者の認定)

第6条 助成候補者の要件、認定等については、別に定める三重県薬剤師奨学金返還支援事業における助成候補者認定要領によるものとする。

(助成金の申請)

第7条 助成候補者が、対象病院に就職したのちに申請可能となる助成金の交付要件、申請手続等については、三重県薬剤師奨学金返還支援助成金交付要領によるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月18日から施行する。